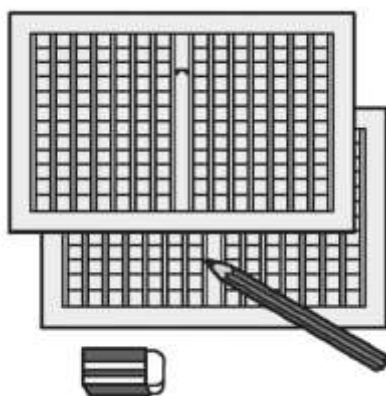


法に関する作文コンクール

受賞作品集 (平成26年度)



横浜弁護士会 法教育委員会

目次

法に関する作文コンクール テーマ P 1

中学生の部

【優 秀 賞】 プライバシー権 P 2
川崎市立宮前平中学校三年 蔭山 七海

【優 秀 賞】 プライバシー P 4
浅野中学校三年 中村 慶吾

【特 別 賞】 「オススメ」からプライバシー権を考える P 5
鎌倉市立大船中学校二年 熊木 ひと美

高校生の部

【最優秀賞】 防犯カメラへの考え方 P 7
神奈川県立海老名高等学校一年 岩本 千浩

【優 秀 賞】 プライバシー権について P 8
神奈川県立海老名高等学校一年 中山 淳

【優 秀 賞】 身近にある権利 P 9
神奈川県立海老名高等学校一年 矢久保 小雪

【特 別 賞】 差別と区別 P 10
横浜清風高等学校一年 板垣 あかり

【テーマ】「プライバシー権」について

次の【生徒同士の会話】を読んでから、「プライバシー権」についての【質問】に答えてみよう。

【生徒同士の会話】

生徒A子「ねえちょっと聞いてよ。こないだ学校から帰ってきて自分の部屋に入ってみたら、お母さんが勝手に私の携帯メールを読んでいたの！これっていくら親でもひどくない？」

生徒B子「それはひどいね。お母さんはなんでそんなことをしたと言っているの？」

生徒A子「お母さんが言うには、子どもであるあなたをきちんと育て上げる責任があるから、あなたが友達とどんなメールをしているのか、お母さんにはそれを知る権利があるのよ、だって。」

生徒B子「それをいうなら、A子にだってプライバシーの権利があるはずだよ。友達からもらったメールの内容は、たとえ親でも秘密にしたいと思うのが普通だよ。」

生徒A子「プライバシーの権利かあ、なんだか難しい言葉だね。」

生徒B子「他人に知られたくないプライベートな事柄を秘密にしておくことができる権利って意味かな。」

生徒A子「ふ～んそうなんだ。そういえばB子、最近、親友である私に何か隠しごとしてない？」

生徒B子「え！何のこと！？」

【質問】

社会には、プライバシーの権利を尊重するのか、あるいは、その他のことを尊重するのかという難しい決定をしなければならない場面があります。

プライバシーの権利が問題となったあなたの身の回りで起きた出来事や新聞などの報道で知った出来事、特にそうした出来事が思いつかない場合には、下記の(事例)の中から1つまたは幾つかの事例を取り上げ、プライバシーの権利を尊重することの大切さや難しさについて、あなたの考えを述べてください。

(事例)

- 1 学校でものがなくなったので、先生が生徒の持ち物検査をした。
- 2 会社が新入社員を入社させるときに、会社が用意した健康診断を受けさせて、その結果を会社に提出させた。
- 3 テレビ取材のレポーターが、近所の人や知り合いから話を聞くなどして、有名人の私生活を調べ、テレビ番組で放送した。
- 4 結婚相手が浮気をしていないか探偵会社を雇って調べた。
- 5 旅行先で写真を撮り、自分のブログで公開した(その写真には観光に来ていた知らない人の顔がたくさん写っていた)。
- 6 繁華街での犯罪が減らないので、警察が防犯カメラを設置して、24時間録画するようになった。
- 7 インターネットで自分の名前を検索したら、5年前に人にケガをさせて逮捕されたときの記事が見つかった。

プライバシー権

川崎市立宮前平中学校三年 蔭山 七海

最近、防犯カメラの映像をテレビ等に公開して犯人逮捕への協力を求めたり、防犯カメラの映像を分析して犯人の居場所を特定したりする事が多くなっています。なので、防犯カメラは、昔より犯人逮捕にとっても役立っているように感じます。

以前、ビデオテープで録画していた時と、現在のようにデジタル画像でハードディスクに記録しているのとでは、映像の細かさも個人の特定できる範囲も相当違うのだと思います。その事は、両親が自分が小さい頃を記録に撮影してくれた、ビデオテープを見ると画像がとても粗く見え、その違いは一目瞭然で分かります。

また、コンビニなどで防犯ビデオが設置されているのを見ると、悪いことをすれば、すぐ分かってしまい、悪いことは出来ないなと思います。

ところで、私が住んでいるマンションには、これまで防犯カメラが設置されていなかったのですが、今年のマンション会合で設置される事が決まりました。

しかし、今回の設置については、マンションに住んでいる人の中にはプライバシーの侵害を訴える人も少なからずいて、アンケート調査や話し合いを何回もしてやっと設置することに決まったそうです。

マンションに設置される防犯カメラは、出入口や通路に設置されますので、私達が普段生活している姿も撮影されてしまいます。ただ、これだけ犯罪への抑止効果や、犯人特定の証拠として使われるなど、防犯カメラの有用性が認められているのに、個人のプライバシー保護とどちらが優先されるのかという事を考えると、やはり、防犯カメラを設置した方が良いのではないかと思います。なので私は最初、なぜ反対するのか全く理解できませんでした。

ただ、その私の考えは、防犯カメラの映像は、どこかで厳重に管理され、犯罪調査や住民の利益のためのみに使用されるという、最初からの思い込みがあったからなのかもしれません。

つい先日、ベネッセコーポレーションの個人情報が世間をさわがせました。知らず知らずのうちに私も被害者の一人になってしまいました。あの事件も、マンションに防犯カメラを設置するのと同じです。ベネッセコーポレーションには小さい頃から登録していて、会員数も莫大で、誰一人とあんな大きな会社から情報が漏えいするなんて考えもしなかったと思います。

もしも、防犯カメラの映像がベネッセコーポレーションの個人情報と同じように勝手にどこかへ持ち出されインターネットに配信されたとしたら、どうでしょう。やはり、自分の行動が全く知らない人に見られてしまうとなれば話は違います。

私も防犯カメラ設置に反対するかもしれません。なぜなら、最初からそんな映像を撮らなければ、そんな情報の流出も起きないのでから。

ここで考えることは、個人のプライバシーを含む情報は最初から作らないという事も選択の一つですが、それはとても不便な生活になります。昔は連絡網に住所録などがあったと父に聞きましたが、そういうものも個人情報保護のため今はありません。だから、年賀状を出す時は本人に聞かないと分かりません。この程度は仕方ありませんが、個人情報保護をあまりにも優先すると、必要な情報を集めることができなくなってしまいます。

現代の生活をしていく上では、個人データを管理することや、防犯カメラの映像を一定期間保存しておくことは必要なことだと思います。ただここで重要なのは、「それをしっかり管理する。必要なことのみを使い、他のことには使用しない。」ということが、一番重要なことなのだと思います。

プライバシー

浅野中学校三年 中村 慶吾

作文のテーマが「プライバシー権について」ということで、自分は身の回りにおけるプライバシーということで、自分は学校生活に関することを書こうと思った。そこで、自分の学校と比較するため、普段あまり話すことのない姉に学校の情報管理について聞いてみた。その中でいくつか驚いたことについて書こうと思う。

まず一つ目は、学校行事における写真撮影だ。自分の学校では、業者のカメラマンが写真撮影をして、それをまとめたものを廊下に貼り出して販売している。しかし、姉の通っている学校では事情が違っている。まず写真を残すということすらないということだ。

その理由を、学校は以下のように説明しているようだ。まず、業者に委託して写真撮影をすると、その写真のデータが業者に残り、そのデータが誤って流出し、生徒のプライバシー権が侵害される恐れがあるということだ。次に、保護者が写真撮影をする場合、自分の子供だけでなく、写真を撮影した時に近くにいた生徒の顔まで写ってしまい、それが流出して写ってしまった生徒のプライバシー権が侵害される恐れがあるということだ。これについて自分は少しやりすぎなのではないか、と思った。確かに、そもそも写真を撮影しないことによって、写真が流出して生徒のプライバシー権が侵害される可能性はゼロになる。しかし、一生に一度のとても大切な行事を、写真という形で残していく、ということができなくなるのだ。生徒のプライバシーが守られるということは、その生徒にとっても、あるいは学校にとってもすごく重要なことだ。しかし、それよりも重要なことがあるのではないか、と自分は思う。写真が流出しない方法は考えればいくらでもあるはずだ。例えば、自分が思いついたもので言えば、学校がカメラを準備し、それを生徒に持たせる。そうすれば、思い出を写真に残すことができるし、カメラとそのデータは学校のものであるので、流出する恐れもない。このように、プライバシー権の侵害について色々なことが言われてきているからこそ、それを上手に回避し、さらに自分の行動が制限されてしまうことがないように、しっかり考えて行動するべきだと思う。

次に二つ目は、クラスの電話連絡網の表についてだ。自分は、連絡網はクラス全員分の電話番号が載っているものだと思っていたが、姉の連絡網は前後二人ずつしか載っていない。これに関しては、どちらが良い、悪い、という違いはないと思う。前者は個人情報流出しやすいが、様々なことに使うことができる。反対に後者は連絡網に使わない情報をカットすることによって個人情報が流出しないようにしている。正反対のことをしているのに、どちらの方法も理にかなったいい方法であるので面白いと思った。

このように、比較したことによって、個人情報には色々な扱い方がある、ということがわかった。また、その色々な扱い方の長所と短所を探し、どの方法がいいのかを見極めることがすごく重要だと思いました。

「オススメ」からプライバシー権を考える

鎌倉市立大船中学校二年 熊木 ひと美

「あなたへのオススメはこれ！」

駅にある清涼飲料水の自動販売機の前に立つと、私へのお勧めを表示してくれる。この自動販売機がお目見えしたころは便利なサービスだなと感じた。面白半分で買うつもりもない時もその販売機の前立って「今日は何が表示されるのだろう」と思いながら、何が「オススメ」されるか、試してみたりした。

しかし、必ずしも勧められた商品が飲みたいわけでもなく、自分の知らないところで、自分の好みを勝手に決められているようでだんだんと嫌な感じもしてきた。調べてみると、これは次世代自販機と言われ、機器に搭載されているセンサーで、購入しようとする人の画像をとらえて、性別や年代を推定、その時の時刻や気温情報などを加味し、その人に最適なお勧め商品を表示するシステムとあった。画像は保存されないらしいので、私が機器の前に立った時の画像も保存されないことになる。こうしたデータはビッグデータと言われ、プライバシーに配慮し、個人を特定しないように、様々な観点から情報を集積し、用途にあった情報を引き出して多くの場面で利用されていることがわかった。

「個人を特定しない形で集められた情報」というと一瞬、安心・安全かなと感じて聞こえはいいが、果たして本当にそう言えるのだろうか。特定しない形でも、たくさんの情報を集めれば、集められた全情報で分析の結果、ある指向が示されていく。そして、知らず知らずのうちに私たちはコントロールされ、相手が導きたい結論に誘導されてしまうのではないだろうか。見方によっては「オススメ」なんていうのは余計なお世話である。

憲法第十三条では

「すべて国民は、個人として尊重される」

と明記され、プライバシー権はこれを根拠に保護されるという考え方がある。

私がその時、たまたま何を飲みたいかどうか、ごく平凡な中学生なので、誰かに知られたところで私生活を暴露されたと大騒ぎするようなレベルのものではないかもしれない。あるいは私が他の人には知られたくないような情報ではないので、ことさらにこれだけをもってプライバシー権の侵害と声高に主張するのはばかげているかもしれない。問題はそこに感じているのではない。

さらに、プライバシー権について調べてみると、もともとはアメリカで

「そっとしておいてもらう権利」

として定義された権利とある。そこから、個人の私生活上の秘密を公表されないという権利と考えられていた。現在は周知の通り、インターネットが全世界を駆け巡り、ツイッターやフェイスブック、ブログなど SNS と言われる手段を通じて、個人ひとりひとりが容易に情報を発信できる。その情報も誰かにどこかで集められ、ビッグデータの一部として収集分析され、自分があずかり知らぬところで、利用されている。その利用されることが一体全体、どこまでの範囲にとどまってくれるのだろうか。自分自身はそっとしておいてもらいたいと思っても、誰かが私に関することを悪気なくつぶやいたり、気軽に発信したりすることで「私」がどこかに行ってしまうような気がしてならない。せめて自ら選択できる環境、選択できるようにそっとしておいてもらう「個」の権利もあっていいのではないだろうか。情

報化社会の新しいプライバシー権として、そういう考え方を、法的プライバシー権の中に盛り込むことは無理なのだろうか。

飲み物の選択などさほど深刻になる必要もないことかも知れない。しかし「お仕着せ」を「オススメ」するような社会になるのは怖い。私は、日常生活に飲み物を買うというだけの単純な行為にこそ、誘導があってはならないと感じている。情報化社会に、何者かに監視され、自ら考える力を奪われて、コントロールされていく怖さを感じ始めた。

あくまでも「個」の尊重をされることがプライバシー権ではないだろうか。

防犯カメラへの考え方

神奈川県立海老名高等学校一年 岩本 千浩

最近ではあらゆる場所に防犯カメラが設置され、学校内やエレベーターの中、マンションの門前でも見られる。「防犯カメラ録画中」の文字が目に入ると、自分に前よりも厳しくなる。そんな防犯カメラについて少し掘り下げてみた。

このカメラはどういった働きをしているのか考えたところ、まず手がかりになるものを残す働きだと思う。例えば何か事件が起こってしまった時、カメラの映像から犯人と思われる人物について分析できるだろう。わずかかもしれないが、その情報を元に捜すなどできると考えると、防犯カメラは人々の安全につながると言える。

もう1つ、「防犯カメラ録画中」の札を目にする時、私は怪しまれるような動きをしないよう気を付けようと思い、またルール違反に対してのブレーキがきつくなる。このような表示があることで、気を引き締められるのだ。それは多くの人に同じ事だろう。そういう理由で、犯罪を減らす役割もあるかもしれないと思う。

防犯カメラについて、気になることがあるとすれば、このようなことだろうか。録画された映像の中に自分の姿があると、私生活を撮られたということになるので恥ずかしい。自分の行動を映される事が個人情報に関わりそうで気になる。録画内容をじっくり見られて知られてしまいそうだ。

このことを踏まえると、プライバシーを守るのに大切だと考えられることは、3つだ。1つは防犯カメラの録画を人々に知らせることである。その意味は、通行人の自身の判断に任せることである。カメラ録画中であるかの表示を見て行くか行かないかを判断しようとも、どこも同じかもしれないが、本人に決めさせる余地に意味があると思う。そして気を引き締めさせる重要な役割だ。

次に映像の管理である。録画した後はどう処置するのかは分からないが、映像には人物を特定できる情報も含まれると思うので、扱うには責任を持つべきだ。必要のない場で公開することがないように判断するのが良い。防犯カメラは人々の安心のためであるのに、同時にそれがプライバシーへの不安であったら意味がなくなってしまう。不意に漏れないための管理をすべきだと思った。

そして3つ目は、他の手段を考えることだ。例えば私服警備員が巡回し、そのことを貼り紙で知らせる。そうすれば防犯カメラの台数を増やさずに済むだろうし、同じように引き締められる。カメラと完全に同じ仕事はできないが、どちらも長所はあるだろう。警備員はその場で相手に注意ができる。このように別の手を選ぶことは他の事例でも大切だ。例えば、学校でものがなくなり、生徒の持ち物を検査することになった時。生徒に各自で確認させることで済む場合もある。子供が友達とどんなメールをやりとりしているかを知りたいときでも、携帯を勝手にのぞく前に会話で探れないか。こうしてプライバシーに関して指摘されそうな所を避けて通ることができるのではないだろうか。

防犯カメラは私たちの社会で必要であると思う。カメラの映像が役立つ場はいくどもあるだろう。現代でなくても、もしあったら変わっていた歴史があるとも考えられる。防犯カメラはその名の通り防犯に、また安全につながるといえるので、プライバシーを考慮して管理し、有効に利用すべきだと思った。

プライバシー権について

神奈川県立海老名高等学校一年 中山 淳

私はこの質問に対して、事例6の「繁華街での犯罪が減らないので、警察が防犯カメラを設置して、二十四時間録画をするようになった。」を取り上げました。

まず、二十四時間録画するというのはいわば常に盗撮されているようなもので、それは映っている人の肖像権、プライバシーを害しているとして、保護されるべきだと思います。しかし、それが犯罪の減らない繁華街だったら重要な捜査になるので、話は別だと思います。このように二つの事柄がどう釣り合っているかの判断がプライバシーの権利の難しいところだと思います。

例えば、その場所が繁華街ではなく、周りが田んぼで家も少なく犯罪も起こっていないところに防犯カメラを設置したらそれはプライバシーの害が大きくなり保護されるでしょう。

また、犯罪の重さによってもその釣り合いは変わってきます。もし、その周りが田んぼの場所で殺人事件が起こってしまったら、捜査の重要性が大きくなるので、プライバシーは適用されないかもしれません。

しかし、犯罪が減らない時間が夜中だけだった場合、二十四時間常に録画している必要はなく、夜中のみだけ防犯カメラで撮影していればいいのではないかと考えられます。このように、撮影の時間も大きく関わってくると思います。

他にも、録画の範囲などが問題視されると思います。例えば、完全に一人の人物が怪しいと疑いをかけられ、その人が住んでいる家の玄関に設置されたら、その人のプライバシーが完全に害されることになるのでその重さを比較するのは難しいかもしれません。

他の事例を見てみても、色々な状況によってプライバシーの大きさが変わってきます。「インターネットで自分の名前を検索したら、五年前に人をケガさせて逮捕されたときの記事が見つかった。」という例では、人にケガをさせた程度なので、それで名前を検索しただけで自分の過去を世界中の人に知られてしまうのはプライバシーを害すると考えられると思います。しかしその犯罪がもし殺人だったなら重大な罪なので掲載されてもプライバシーが保護される可能性は低くなっていくと思います。でもその公開されている場所がインターネットというところもまた問題になると思われれます。もしその場所が雑誌や新聞なら範囲が狭いですがインターネットは一生残るものなので載せられる側は害されると感じると思います。

このように、どんな実例を挙げてもその状況や場所、時間帯や行われたことの重大さによってプライバシーが尊重されるかどうかは変わってくるのがわかりました。ですが同時にプライバシーを尊重することは人権を守るために必要だということも感じました。

身近にある権利

神奈川県立海老名高等学校一年 矢久保 小雪

私達の身の周りは、たくさんの権利であふれています。例えば、大きなくくりでいうと自由権や社会権、もっと細かくいうと、遊園地などでチケットを買うときの学割も学生ならではの権利であると思います。そんな様々な権利の中でも、「プライバシー権」はかなり身近に存在していると思います。「プライバシー権」とは私生活上の事柄を勝手に公開したりすることを禁止する権利です。しかし、最近その権利が犯されているか犯されていないかきわどいケースがでてきています。だから、今回はそのケースの例をいくつか取り上げ、それと共に私の意見を述べていこうと思います。

一つ目のケースは「学校でものがなくなったので、先生が生徒の持ち物検査をした。」というケースです。私はこのケースはプライバシーの権利を侵していると思います。皆さんの中には、学校に関する事だし、仕方がないと思う方もいると思います。しかし、学校でものがなくなったからといって生徒が盗んだかのように検査をするのはおかしいと思います。もし、生徒の仕業かもしれないという疑惑がでたならば、疑惑のある生徒だけを呼び出してチェックしたりするなどといった物事をなるべく小さくできるようにすれば権利に反することはないと思いました。

二つ目のケースは「旅行先で写真を撮り、自分のブログで公開した(その写真には観光に来ていた知らない人の顔がたくさん写っていた)」というものです。私は、このケースは撮った写真によると思います。一緒に旅行に行った家族や友人達との集合写真のような明らかに写真を撮ることがわかりきっている写真なら、だいたいの人が撮る時に写るのをさげたりするので、のせても権利を侵していることにはならないと思います。しかし、風景画などの撮影者のとりたい時に撮る写真は周りの人達が気づかない場合もでてくると思うので、あまりにもはっきりと顔がわかる写真は、のせないようにしたり、加工して顔がわからないようにしたりと工夫すれば権利に反することはないと思います。

最後のケースは「繁華街での犯罪が減らないので、警察が防犯カメラを設置して、二十四時間録画をするようになった」というものです。このケースは私は、権利を侵してはいないと思います。なぜなら、防犯カメラは、あくまで繁華街での犯罪を減らすために設置されているからです。もし、これが誰か一人の行動を観察するために使われているのだったら、権利に反しているのでいけないと思います。しかし、防犯カメラは、不特定多数の人達の中から、犯罪をおこした人を見つけるためのものであるため、誰かを特定しているわけではないので権利を侵してはいないと思います。

今回、このような文を書いている際、私は意見を述べるのにかなり迷いました。なぜなら、これらのことは普段から頻繁に起こりうることで、あつたら普通に流してしまうような問題だったからです。しかし、それらのケースを考えることで私はプライバシーの権利を尊重する時多くのケースを考えなければいけないという難しさがとてもよくわかりました。これからの生活の中にもこういったケースがたくさんでてくると思いますが、そのときは流されずにどちらを尊重すべきかを考えてみるのも良いかなと思いました。

差別と区別

横浜清風高等学校二年 板垣 あかり

最近私は、新聞で「色覚検査」の復活を求める記事を見かけることがある。

「色覚検査」とは、ヒトの色覚が、先天的あるいは後天的な要因によって、正常色覚とされる範囲にない状態を「色覚異常」といい、その色覚異常を見つける検査である。例えば赤と緑、オレンジと黄緑、緑と黒などの組合せの色が見分けにくかったりする。色覚異常は日本人男性で5パーセント、女性で0.2パーセントと、かなりの高率で存在する。単純計算で1クラス40人で1人から2人いることになる。しかし、その多くは日常生活に支障はない。

約10年前までは、色覚検査はすべての小学4年生の身体検査の必須項目であったが、2003年に、保護者からの希望がある場合のみの任意項目という形で廃止された。廃止された理由は、生徒を一列に並べ、端から順番に本を見せていくというような、プライバシーが尊重されていない検査の仕方がされていたため、「級友の前で検査されるのが恥ずかしくてイヤだ。」や「色覚検査は世の中の差別を助長する。」という意見が出たことである。

警察官、消防士、電車の運転手や飛行機のパイロットなど様々な職業では、色覚による制限がある。しかし、この制限は差別ではなく、区別である。例えば電車の運転手になった場合、遠く離れた所から信号の色を見て判別し、電車を止めることが困難であるということだ。他にも、化学薬品を扱ったり、電気工事を行う職種などでは、薬品やケーブルの色の間違いが重大事故につながり、生命の危険が発生する可能性があるため、色覚制限を設けている場合がほとんどである。

しかし今、色覚検査が行われずに、自分が色覚異常だと知らずに成長し、職業選択の時に困る人が多くいる。電車の運転手になるのが小さい頃からの夢で鉄道関係の高校や専門学校に入学し、入学した後の検査で色覚異常が発覚し夢を断念しなければならない例もある。「異常を感じたことがなく、高校入学後に検査で異常が分かった。もっと早く分かっていたら進路を決める時に違っていたらろう。」や「海上の仕事に就きたいが、色覚制限があった。就職・進学に支障があったらショック」など、進路がほぼ決まった後で、異常に気づき、とまどう人もいる。その他職業選択以外にも、白地図がぬりにくい、や黒板の赤チョークが見えにくいなど、チョークの色を変えるなど、改善法があるのに知らずに困っている人もいる。

そもそもこの問題の原因は、いきすぎたプライバシーの尊重にあるのではないだろうか。学校での検査の仕方を工夫すれば良かっただけなのに、色覚検査そのものを廃止してしまったのだ。これは、一見、小学校4年生の時点ではプライバシーが守られたように見えるが、その後の人生において、大きな不利益が残ってしまう結果となった。私は、色覚検査自体を廃止するのではなく、プライバシーの守られた検査方法で検査が復活することを望む。なぜなら、差別と区別は違うのだから。